

町村合併と選挙地盤

川口 謂

「県会議員に社会黨の議員を出したって、県政にはプラスになりました。代議士の場合はまた別かもしませんが……」。
農村の保守系のある有力者は、さきごろの地方選挙（昭和三四年四月）をまえにして、こんな判断を下した。県会議員は政府与党に結ばれていくなくては、期待しうるような機能を發揮することはできないというのである。ところが、革新系のある農村指導者もまた同じようなことを言う。「補助金獲得運動を有効に働きかけるには、やはり政府与党の代議士を通じて当局にもちかけて貰わんと駄目です。社会黨の議員を通じての運動では手がかりになりにくいですね。結局、われわれも自民黨の票稼ぎを手伝っているようなのですよ……」。

この保守と革新との二人の農村指導者の期せずして一致した判断ないし歎息は、そもそもその背後に、いかなる政治的・行政的な構造とそれが齎らす事態とを物語っているのであろうか。町村合併は成功裡にその計画の大半を完了したとはいえ、その過程では、全国いたるところで大小の紛議をまきおこした。

ムシロ旗を押し立てて血をみるほどの派手な抗争をひきおこしたところさえあった。その原因には部外者からでは容易に理解

しがたい、さまざまな錯綜した事情が伏在していたであろうが、とにかく、大多数の紛議の背後に地方議会議員の選挙地盤の争奪が絡まっていたことは特長的であったといえよう。もちろん、この選挙地盤争奪の事実そのものは、今次町村合併がもたらした社会現象の皮相な一つの側面でしかない。しかし、この、町村合併が選挙地盤の争奪と絡まるたる所は、このところに、わが国の地方自治制度と公職選挙制度との特殊な結びつきが書き出されているのであり、さらにいえば、政治と行政との特殊日本の関係がいましくも露呈したものと思えるのである。

そこで以下、県議会議員の選挙得票の分布状況を吟味しながら、町村合併と地方有力者の選挙地盤との関係の一側面を書き出し

てみようとするのが、本稿の試みである。
註(1) この地方有力者の言葉を裏書きするかのように、な
いしは、このような判断を誇り出さんがためかのよう

に、今次の地方選舉をまえにして、自民黨の川島選舉対策本部長はつぎのように語った。

「知事は政府黨の方が有利だ。自衛隊長官だった私の経験からいっても、社会党知事の所は細かく面倒をみないということになってしまふ。いまの府県の仕事は、大部分は國の代理でやつていてことだし、財政的にも、國にオンブズしている。國の補助金がなければ、実際に仕事はできない。つまり、政府と直接のつながりのない知事には仕事ができない」（『週刊朝日』三四・三一）。

ほぼ同じ趣旨のことが、地方遊説に際しての岸首相の演説の中でも“中央に直結する政治”という言葉をもって強調された（たとえば『朝日新聞』三四・四・一〇）。

一、県議選挙における二つの得票形式

——地域偏在的と地域普遍的と——

県議会議員の選挙地盤の性格を、選挙得票数の市町村別分布状況から類推してみよう。まず、町村合併との関連の検討にはいるに先立つて、その一般的性格の吟味からはじめる。

以下の分析の多くは、静岡県磐田郡の資料にもとづいている。この分析結果が全国的に一般化できるか否かは、さらに広い範囲にわたる検証をするが、他府県における若干の実

態調査の印象や文献調査等からは、他地区においても大同小異の様相を示しているように思われた。

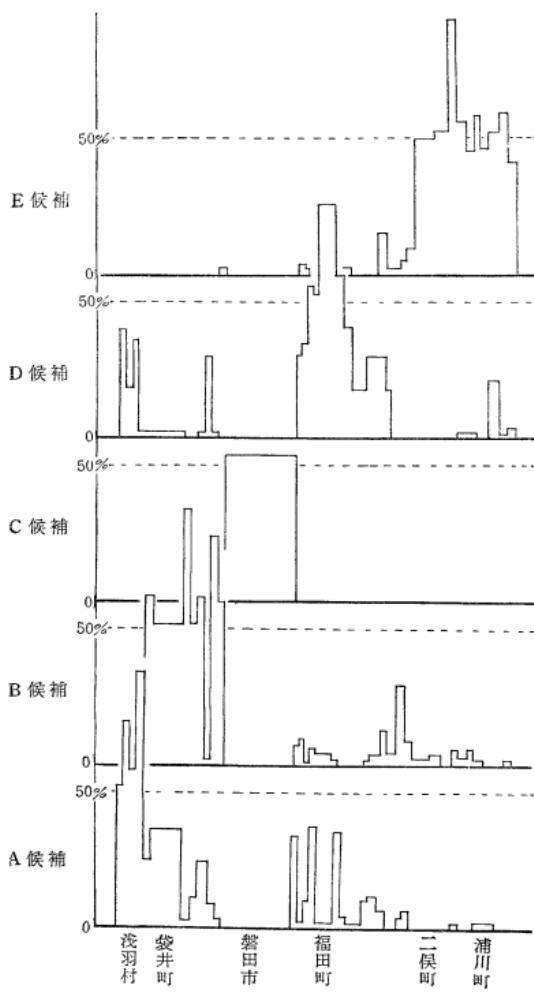
県議会議員の選挙区は、公職選挙法第十五条によって、原則として郡および市の区割で区分されている。たとえば静岡県の場合、昭和二六年の地方選挙において全県が二五区に分けられ、そこから六七人の県議会議員が選出される仕組になっていた。第一図は、その選挙区の一つ、磐田郡における昭和二六年度の県議選挙に際しての、五人の有力候補者の得票数の町村別分布を示したものである。

横軸によつて示されているのは各町村それぞれの有効投票数をその巾であらわしつつ一定の順序に並べられた町村区分であり、縦軸で示されているのは各町村における総有效投票数中での当該候補者の得票割合である。つまりこの面積が当該候補者の各町村における得票数を示すことになる。なお、この図では、各候補者の得票分布の比較を容易にするため、五人の候補者それぞれの町村別得票分布図五枚が重ね合わされた形に描かれている（同様の数値を地図面にあらわした後掲第4図をも併せて参照されたい）。

この図からいろいろな特長をみてとることができようが、ここでは以下三つの点に注目したい。

(1) 第一の特長は、各県議候補者の得票範囲がそれぞれ選挙

第1図 昭和26年磐田郡県議選挙における有力候補者の市町村別得票分布図



区内のごく一部の狭い地域に偏在し、したがって相互にきわめて巧妙に配分されていることである。たとえば、この選挙区において昭和二六年選挙に当選した三人の保守系有力県議をとつてみれば、県議Bは袋井町を中心に、県議Eは二俣町・浦川町

周辺を中心にして、それぞれ全得票数の七〇%以上を全区三七ヵ町村中のわずか五ないし九ヵ町村からの得票によってみたしている。反面、同じ選挙区の中でもわずか一%の支持票をさえも得られなかつた町村が、同じく右の

第1表 県議の選挙地盤の安定度を示す一例（袋井市域）

	実 数 (票)			割 合 (%)		
	昭26	昭30	昭34	昭26	昭30	昭34
B候補	7,710	6,057	9,434	58.0	45.1	61.6
A "	3,567	3,250	—	26.8	24.2	
S "	705	2,089	—	5.3	15.5	
F "	519	259	—	3.9	1.9	
D "	224	340	—	1.7	2.5	
E "	75	59	—	0.6	0.4	
Y "	498	—	—	3.7		
T "	—	27	—		0.2	
N "	—	554	—		4.1	
M "	—	785	464		5.9	3.0
H "	—	—	5,418			35.4
計	13,298	13,417	15,316	100.0	100.0	100.0

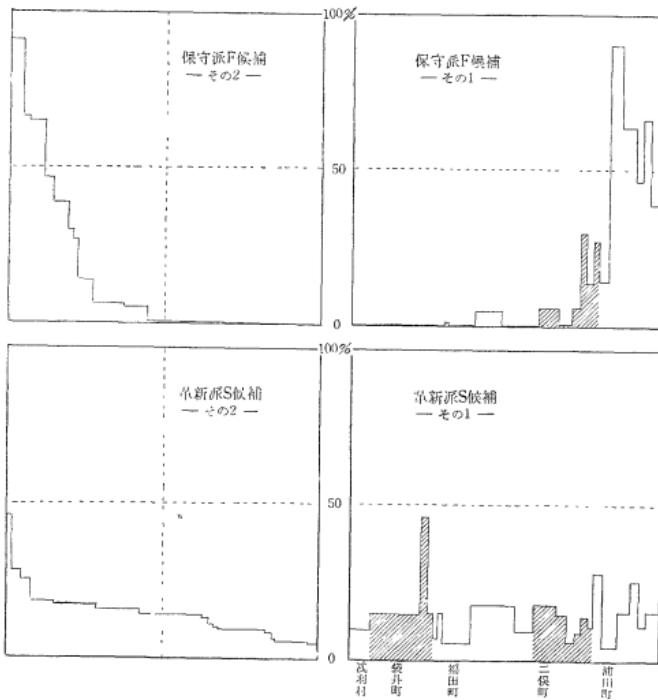
- i) AおよびS候補として示されている昭和26年と昭和30年は同一人物ではないが、大体地盤を受け継いでいるとみられるので区別せず並記した。
- ii) 田原村は分村して袋井町に合併されたので、その得票数は1/2として算入した。

三有力県議それぞれ五ないし九ヵ町村におよんでいる。

つまりかれらは、静岡全県の一市、二八三ヵ町村（昭和二六年現在）にわたる広汎な県政を議するべく、その中のわずか數ヵ町村の有権者からの支持票のみによって当選しているわけである。そのかぎり、かれらは県政に参画するに際して、全県選挙民中のごく一小地域の有権者の監視と拘束とを受けるにすぎない。県全域のなかのごく一小地域の利益を代弁し、その利害に忠実でありさえすれば、その県議たるの地位は安泰なのである。いきおいかれらは、その選挙地盤たる特定地域の利害に殊更に敏感たらざるをえない。またこの事実は、県議選挙において争われる政治的利害が専ら地域的利害としてしか登場せず、反面、地域を越えて結び、地域内的に対立するような政治的課題は回避されがちなことを物語っている。つまり各候補者は、それぞれ特定地域の全住民を包括的に掌握し、その超階級的な地域代表として登場しているというべきであろう。

(II) しかし、かれら県議候補者たちの地盤は、決して安定したものではない。郡下で最も安定した力をもち、三期連続当選しているB候補を例にあげて、その選挙地盤たる袋井市域における得票の安定度をみよう。第一表のごとく市域内の有効投票総数の過半がかれの掌握するところとなつてゐるとはいへ、他の候補者からの侵蝕もなかなかに激しく、その得票数は著るし

第2図 昭和30年磐田郡県議選挙における革新派と保守派との得票形式およびその町村合併による影響の比較



備考…図その1の斜線部分は、町村合併で市部に編入された町村を示す。

い増減を繰返している。表示は省略するが、地盤外の町村における得票の変動はさらに甚しい。不安定の原因は、いまでもなく、県議の椅子を狙い、またはその周辺につながって大小の野心を遂げようとひしめく群雄の出没である。各県議候補者のそ地盤培養のために各町村に「顔」をつないのである町村議員その他末端の子分たちの掌握が、必らずしも万全でないことをこの支持票の不安定度は物語っているに相違ない。

(III) 殊に、右の事実と絡んでここで注目しておきたいのは、革新政黨の県議候補者の得票数の最近における漸増と、その各町村における分布形式である。今までみてきた県議候補者の得票形式の特長は、実は主と

して保守派の候補者にみとめられるものであつて、革新派のそれは右とは若干異なつてゐるからである。たとえば、第2図によつて、この郡における昭和三〇年の県議選挙に当選した保守系県議Fと、革新系県議Sの町村別得票の分布をみられたい。

比較をして意味あらしめるため、当選者のなかから得票総数の最も接近しているF・S両県議を事例に選んだ。なお、第2図その1における縦・横軸の意味は前掲第1図と同じであるが、本図その2の横軸は同県議それぞれその得票率の高い町村を左から順に配列しなおしたものである。

保守系県議と革新系県議とは、その得票形式が著しく異なることは明瞭であろう。保守系県議Fは特定の町村において九〇%をさえ越えるほどの集中的得票をえているのに、革新系県議Sはどの町村でも一割台を越えていない（例外が一村だけあるが、これは県議Sの出身村である）。反面、前者は一%にさえみだぬ得票しかえられなかつた町村が一〇カ町村にも及んだのに対して（この選挙区のこの年における全町村数は二二であった）後者は最低得票町村でも四%をえた。つまり、前にも指摘したごとく保守系県議の得票は著しく特定地域に偏在しているのに対し、革新系県議は選挙区内の全町村から比較的万遍なく票をえているのである（第二図その2参照）。

さきに、その地域偏在的な得票形式から、保守系県議を、地

方の包括的な利害の代表たることを僭称する地域代表だと推定したが、これと比較された革新系県議の得票の地域普遍的形式は、かれによつてその利害を代表されるものの性格が、前者のそれとはいちじるしく異なつてはならないであろう。地域つまり革新系県議は、もはや保守派のごとき包括的な地域全体の利益代表ではなく、そこから分化した特定位の代表として期待されて票をえているとみなしてはならないであろう。地域の利害と、その内部から分化した特殊利益との分裂が、県議選挙における得票形式の上にその姿をあらわしてきたのである。この観点にたつとき、昨今の農山村において、磐田郡北部のごとき山間地域においてすら、県議選挙に革新派に票を投げる有権者が少なくとも四分の一は普遍的に散在するにいたたという事実は、重要なことだと思われる。

しかも、この革新派の得票数は選挙の回を重ねるにつれて漸増の気配をみせている。たとえば、昭和二六年から三〇年にかけてE、B両有力保守系県議の選挙地盤の中に喰い込んで得られた革新派の得票数は、実に六割および一九割の著増をみせた（この選挙区の総得票数においてもこの期間に革新派は七割の増加をしめし、さらに昭和三四四年には新市域に編入された町村を除く残余の郡部において四割増加した）。その分だけ両保守系県議の得票数が減少を余儀なくされたことは明らかである。

革新派のかかる地域普遍的得票形式の挑戦を受けて、保守系の

地域偏在的な得票形式によってたゞ県議候補者は、地盤の分解

を阻止せんために殊更に地域の包括的利益の代表たることを僭

称し、かつ、そのように振舞うことを迫られるであろう。のみ

ならず、他方、保守派の県議候補者相互の間の平和はこれによ

つて一層乱されざるをえない。こうして、革新派に奪われた票

をうめて当選圈に留まるために、保守派の県議候補者同志の間

の票の共喰いが、従来にもまして深刻に演じられることになる。

戦線の整理、統制のための中央政党ないしはその領袖の闘争と、

その援助による地盤の補強とが、地方有力者たちの要請として

ここに登場してこざるをえない。つまり、地方有力者たちのか

かる弱味が、中央政党の地方末端に対する統制の強化、ないし

は中央政界における派閥対立の末端における系列化をまねくといえよう。⁽³⁾

註(2) 公職選挙法第十五条第一項は「都道府県の議会の議員の選挙区は郡市の区域による」と規定している。な

お本条第二項以下第四項までは町村合併に伴なつて改正されたが、この点については註4を参照されたい。

(3) こうした選挙区制と保守派の同志討ちとの関連、およびこれに促されて派生するところの、地方政界の中政界における派閥への系列化等については、渡辺恒

雄『派閥』二六～三五頁の指摘が興味深い。

二、町村合併と選挙得票形式との関連

一

このような県議の得票形式は、町村合併によってどのような影響を蒙ったであろうか、さきにみたように、県議会議員の選挙区は原則として市部と郡部とに区分される。したがって、町

村合併によって市部に吸収される町村の有権者の票は、当然、その町村を地盤にして郡部から立候補する県議候補者からいやおうなしに奪われるところのものであり、反面、市部から立候補する県議候補者が新たに獲得するところのものである。また、合併した町村が市に昇格すれば、この市域が独立の選挙区

を新たに自動的に構成することとなつて、同じく、従来その町村に地盤をもつていた郡部の県議候補者の選挙得票に直接プラスないしマイナスの効果をおよぼしてくる。さらに市部選出県議の定員増は郡部の定員減となつてあらわれるし、ひいては

関係市町村議會議員の定員数の増減にも複雑な影響を及ぼしていく。一票一票のきわめて単純な得票の集積が、地域社会における勢力の優劣を合法的権威の名において決定する現行の選挙制度および地方法治制度の下において、地方政界に勢力の優劣を競う各県議ないし市町村議の候補者たちが、この町村合併の

△ノート△ 町村合併と選挙地盤

二四四

もたらす選挙区の変動と議員定数の変動に無関心でありうる筈はない。

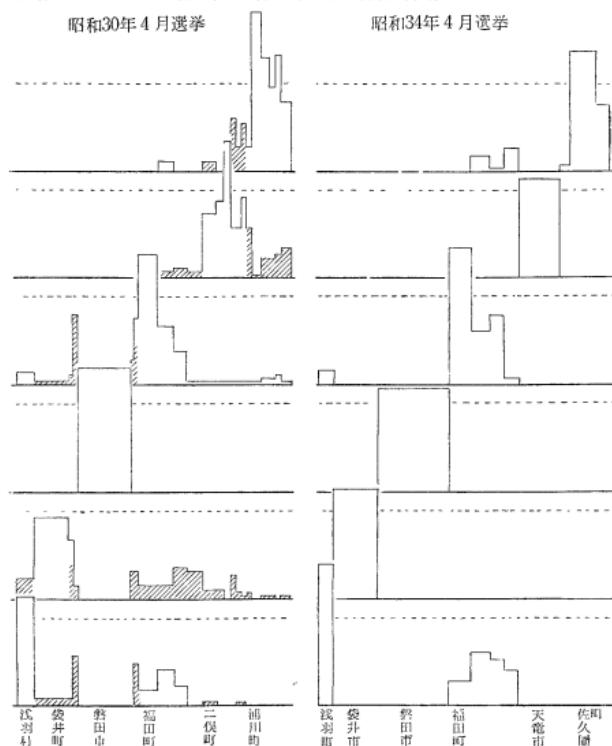
ことに、さきに明らかにしたように、各県議候補者の得票地盤がごく少數の町村に集中的に偏在している場合、わずか一小町村

が市部に吸収されるか郡部に残されるかの帰趨でさえも、その地域に地盤をもつ候補者の得票数に直ちに致命的な影響を及ぼすのである。しかも頗みとする特定の選挙地盤そのものが競争者によって絶えず奪やかされているとなれば、

選挙地盤の争奪をその背後にからめた町村合併が、紛糾をかもさざるをえないのは当然である。要するに、今次町村合併をめぐる紛糾の背後には、(1)以上のような県議の地盤の性格つまり小地域への得票の偏在性とその不安定性と、

(2)現行の公職選挙制度における県議の選挙区の区分方式(市部と郡

の県議選挙における有力候補者の市町村別得票分布図



部との分離)とが微妙にからみあってその震源地をなしていた場合が多かったのである。すぐあとで検討する第3図は、この事実を暗示している。

30年にかけて、D候補は昭和30年から34年にかけて、それぞれ他のており、三度一貫して同一人物なのではない。

斜線部分は町村合併とともになら
選挙区の変更によって当該候補者から奪われた得票地盤を示す。

○○○票に相当する。最下位當選者と次点者との得票数の差が

わずかに四一六票(昭和二六年)、

ないし二〇六票(昭和三〇年)

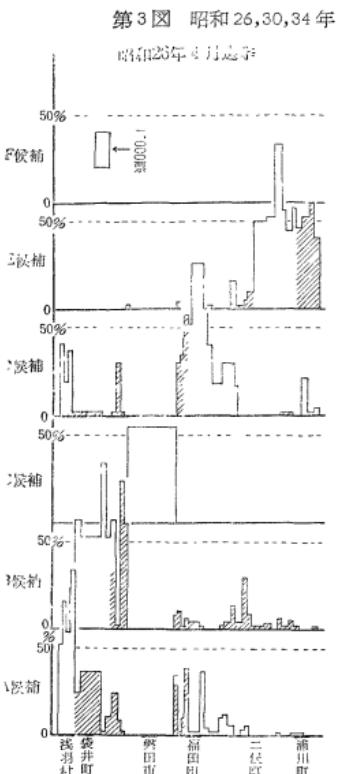
にすぎなかつたといふこの選挙区の過去における激しい選挙戦

の経験にかんがみるならば、このわずかな斜線部分の歸趨といえども、当該候補者の当落に直接に影響をもつものと判断されざるをえなかつたであらう。斜線部分がいづれも各候補者たちの地盤の地理的な境い目にあることは、町村合併によってもなら選挙地盤争奪の傷跡を生々しく示しているのである。

たとえば磐田市、袋井市、福田町の三大地盤の中間に介在する小村の合併問題は悉く激しい紛糾をまねいて、ついには南御厨村、於保村、田原村の三村は分村の憂目にあわなければならなかつた。

さて、昭和三四年四月の県議選挙は、町村合併の大半が完了

二



AおよびC候補は昭和26年から候補者に地盤を譲渡して退陣し

した後におこなわれた最初のものであり、いわば右にみてきたような地盤争いの結果、を具体的な数値をもって明瞭に示すものであった。第3図は、町村合併直前に行なわれた昭和二六年選挙、町村合併の中途で行なわれた昭和三〇年選挙および町村合併完了後に行なわれた昭和三四年選挙、の三回にわたる県議選挙における各有力候補者の市町村別得票数分布を対比的に示したものである。

この図を左から右に順を追ってみてゆくならば、町村合併の過程が同時に、各有力候補者の選挙地盤の争奪なしし整理統合の過程でもあったことを読みとることができよう。

(1) まず第一に、磐田市のほかに袋井市および天竜市なる二

つの市が新らたに誕生して、この郡における定員一名の選挙区が三つにふえたことに注意されたい。この結果、かつて激しく当選圈でつばぜり会いを演じていた有力県議候補者のうちのBとEとの二人の地盤が、いずれも自動的に定員一名の選挙区として囲い込まれてしまったのである。こうしてB、E両有力候補者は、磐田市に地盤をもつ候補者Cとともに、それぞれその定員一名の選挙区において、ここ当分の間は極めて有利に選挙に臨むことができることとなつた。

昭和三十一年選挙に著るしい凋落をみせた両候補者のこの市域における得票数が、昭和三四年選挙にそれぞれ五六%および三九%という全候補者中最高の増加率をみせたのは(第2表参照)、新選挙区の設定による地盤の囲い込みによって、制度的に票の漏れるのを防止することができたためであろう。いまやかれらは、狭い自分一人の選挙区内の地盤培養のみ專念すればよいのである。つまり町村合併は、「市」を數おおく新設することによって、自動的に県議の小選挙区制を実現したことになる。「市制ブーム」といわれた今次町村合併の背後には、このような政治的な効果がかくされていたともみられえよう。⁽⁴⁾

(II) しかも新市域における新選挙区の設定は、同時に他方、郡部に残された有力な候補者たちの選挙地盤の整理統合にも役立った。けだし、B、E二有力候補者が選挙地盤を新市域に集

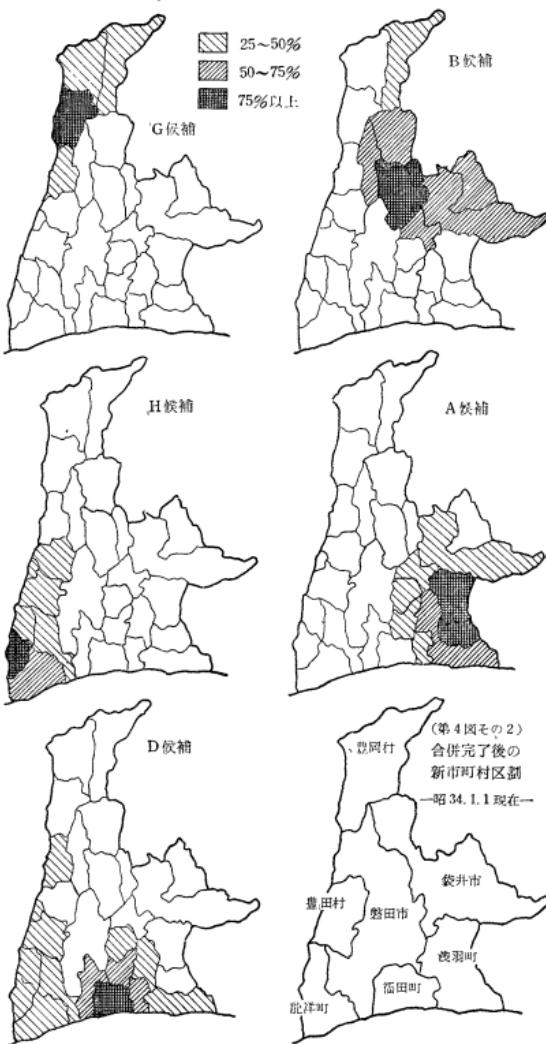
中し、郡部における票の争奪戦から手を引いた結果、郡部に留まつた有力候補者の地盤の独占性は強化されたからである(反面、大きな選挙地盤をもたない弱小候補者たちのつけ入る余地はとざされ、立候補を断念しなければならなくなつた)。たとえば第3図における郡部の候補者得票地盤を一層完全に自己の傘下に掌握し、第2表にみるよううにいずれもその得率をたかめた。し

第2表 保守系県議候補者の、町村合併にともなう地盤町村における得票状況の推移

		昭和30年	昭和34年	昭34 昭30	
				%	%
新市域	B候補の袋井市域における得票率	45.1	61.6	156.0	
	E " 天竜市域 "	43.1	55.1	139.1	
新町域	A候補の淺羽町域における得票率	60.6	79.4	130.5	
	D " 福田町域 "	73.0	78.5	129.5	
	F " 佐久間町域 "	70.0	66.4 *	86.6 *	

備考: *印で示されたF候補の例外的な低落は、佐久間町におけるダム建設従業員の票が革新候補者に流れたためと思われる。

第4図 その1 磐田郡南部の昭和28年県議選挙における有力候補者の町村別得票分布図



かもさらに細かくみると、かれら有力候補者たちの得票地盤が、それぞれ略々合併によって拡大した新町村の区割と一致するにいたったことが分る。

第4図をみられたい。図その1は、昭和二六年選挙の際、磐

田郡南部で得票数の大半をかせいだ五人の県議候補者の町村別得票分布を地図面に図示したものである。黒く塗ってあるのは有効投票数の七五%以上が該候補者に投ぜられた町村、以下

黒さが減ずるにしたがって五〇%以上、二五%以上の得票率を

えた町村を示す。また、第4図その2は、町村合併の一応完了した昭和三四年一月一日現在の新市町村区劃図である。図その1とその2とを対照してみれば、この町村合併の過程において行なわれた地盤の争奪がどの場面において激しかったかは容易に想像できよう。

その争奪の詳細は省略するが、とにかく図その1からその2へと区劃変更が行なわれた過程において、A候補の得票地盤は浅羽町に、B候補の地盤は袋井市に、D候補は福田町に、G候補は豊岡村に、H候補は清洋町に、と、各候補者の得票地盤がいずれもそれぞれ一つずつ行政区劃に纏められたとみると、H候補は地盤が小さすぎて他候補に対抗できぬため昭和三四年選舉では立候補を断念し、その傘下の勢力はAおよびD候補に二分された。また傘下勢力が不足で落選したG候補の地盤も、遠からずH候補の地盤に似た運命をたどるのではないか。

このようにして、多数の有権者を擁した大きな合併町村をその地盤にもつた有力候補者は、選舉に際して非常に有利な立場に立ちあうことになったといえよう。けだし、政府与黨の地盤培養のための地元への「利益の還流」⁽⁵⁾が主として行政ルートを通じて行なわれるすれば、新合併町村を一つずつ地盤として分け取りすることに成功した各県議候補者たちは、それぞれ當

該町村の理事 関と結んで「利益の還流」の媒介者としての有利な地位を独り占めにできるからである。⁽⁶⁾

(III) しかもこのような事実は、さらに別の観点からみると、もう一つの効果をもつものであったことがわかる。即ち、合併を通じて選舉区が小区分され、各候補者がそれぞれの地盤をいわゆるゲリマンダーリ式に自分の定員一名の選舉区として固い込んでしまった結果、保守派の地域偏在的得票形式と革新派の地域普遍的な得票形式との対象的な相違のゆえに、前者の有活性と後者の不利性とを露然たらしめたからである。

即ち第一に、新市の誕生にともなって生れた定員一名の選舉区では、いわゆる「三分の一の壁」が破れないかぎり、革新派が保守派に勝つことは、保守派の分裂といったような佛傑でもない限り無理となつた。ことに革新派が弱いといわれる地方選挙では、定員二名の選舉区においてさえ革新派一名を当選させることにはかなりの困難があつた。

第二に、新市の誕生は郡部から立つ革新派の候補者にとっても（たとえその選舉区の議員定数が多くても）不利であった。革新派への支持率の相対的に高い町場が新市の選舉区に吸収されたからである。たとえばこの郡における革新候補者Sは、合併完了後の昭和三四年選挙において、市部に取り上げられなかつた残りの町村では前回を四〇%も上まわる票数を獲得したに

もかわらず、市部に取られた支持票数をうずめるにははるかにおよばず、最下位落選の憂目をみなればならなかつた（第3表及び前掲第2図はこの実態を明瞭に物語つてゐる。このS候補は前回の県議選挙には当選してゐた）。

要するに町村合併の結果、県議選挙における保守派の地域、偏在的、な得票形式は、革新派の地域、普遍的、な得票形式から制度的に保護されることになつたわけである。

この事実は、全国的統計値によつても類推することができる。第

4表にみるように、昭和三四年の

県議選挙において、定員数の少ない選挙区数とその比重とが著

しく増加したのは、明らかに町村合併、なんづく新市の簇生によるものであつた。たとえば定員2名以下の選挙区数は合併前の昭和二六年選挙當時に比して七四%の増加をみせ、反面、定員五名以上の選挙区数は三四%の減少を示した。県議定員総数中にしめる定員二名以下の選挙区数は出議員数割合もまた二七

第3表 磐田郡における革新派S候補の得票数の推移

	昭30選挙 Ⓐ	昭34選挙 Ⓑ	得票增加率 Ⓑ-Ⓐ
総得票数	10,534	8,054	76.5%
市に編入された地域の得票数	4,784	0	
残余の地域の得票数	5,750	8,054	140.0%

第4表 県議会議員の定数別選挙区数および定員数とその割合(全国)

(単位: %)

			選挙区数			定員数		
			昭和26年	昭和30年	昭和34年	昭和26年	昭和30年	昭和34年
実数	1人	区	182	335	424	182	335	424
	2人	区	260	302	346	520	604	692
	3人	区	153	156	151	459	468	453
	4人	区	135	105	110	540	420	440
	5人	区	78	59	41	390	295	205
	6人以上	区	73	69	58	525	492	443
計			881	1,026	1,130	2,616	2,614	2,657
割合	1人	区	20.5	32.6	37.5	7.0	12.8	16.0
	2人	区	29.6	29.4	30.6	19.8	23.0	26.0
	3人	区	17.4	15.2	13.4	17.6	17.9	17.1
	4人	区	15.3	10.2	9.7	20.7	16.1	16.6
	5人	区	8.9	5.8	3.6	14.9	11.3	7.7
	6人以上	区	8.3	6.7	5.1	20.1	18.8	16.7
計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第5表 昭和34年県議選挙における区割別党派別当選者数割合

		総 数	1人区	2人区	3人区	4人区	5人以上区
総 数	民会産派属 自社共諸無 所計	60.0	61.3	61.1	63.0	63.7	53.3
		21.1	12.5	18.6	20.5	22.5	28.8
		0.5	0	0	0.2	0.5	1.4
		2.7	3.3	2.9	2.4	2.5	2.3
		15.8	22.99	17.3	18.9	10.8	14.2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
市 部	民会産派属 自社共諸無 所計	55.9	57.0	57.6	58.5	57.5	52.1
		27.0	16.1	23.8	30.3	35.0	32.9
		0.8	0	0	0.5	1.0	1.8
		2.3	4.4	1.9	1.5	2.5	1.6
		14.1	72.6	16.7	9.2	4.0	13.9
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
郡 部	民会産派属 自社共諸無 所計	65.5	67.7	65.4	66.4	68.8	57.0
		13.3	7.4	12.4	13.2	12.1	23.8
		0	0	0	0	0	0
		3.2	1.7	4.1	3.1	2.5	4.4
		18.1	23.3	18.2	17.4	16.6	15.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

から四二%に増加した。その結果が革新派候補者にとって著るしく不利に作用したこと、は、第5表の政党別区割別当選者数割合が明瞭に物語っている。

即ち、定数五名以上の選挙区で三〇・二%の当選者数割合をえた革新政党（社会ブロス共産）が、定数一名区では僅かに一二・五%、二名区では一八・六%をえたにすぎなかつたのである。また昭和三四四年選挙における無投票当選区および無投票当選議員数が、二名の小選挙区であったこと（第6表）も、同じ事態の反映とみて差支えない。町村合

第6表 無投票当選区数および無投票当選議員数の推移

	無投票当選区数					当選別無投票当選者数(人)				
	総数	一人区	二人区	三人区	四人区	総数④	保守派	革新派⑤	無所属他	⑥/④
昭26選挙	22	18	3	1		27	16	2	9	7.4%
昭30選挙	54	38	13	2	1	74	41	7	26	9.5
昭34選挙	115	77	33	4	1	159	114	21	24	13.2

併によって簇生した定員一、二名の選挙区が、「地域偏在的」な地盤の上に立つ地元有力者にとって、競争者のつけいる余地を残さないほどに有利であったこと、したがって勝算のめどにつかない対抗馬は立候補を断念しなければならない場合が多く、このことを、この数値は物語っているのである。当然ながら、無投票当選者中にしめる革新派の割合はわずか一四%にとどまつた。

要するに以上の諸事実は、いずれも市制ブーム町村合併によって編成しなおされた新選挙区が生み出した成果である。しかも、かかる革新政党の側における不利が、革新政党の今後の勢力伸長の一つの課題としてとりあげられるべき中小都市およびその周辺農村地域（それはほぼ町村合併によつて誕生した新市域に一致する）に集中的にみとめられたことに留意するならば、革新政党は、町村合併によつて地方末端における勢力扶植のための手掛りの一つを阻まれることになったとみるべきであろう。

註(4) 町村合併とともに選挙区の変動に関連して、公職選挙法第十五条第二項以下第四項までが、昭和三三・四・二二附をもつて、以下のように改められた。即ち、前項の区議の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当たり人口」という）の半数に達しな

いときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。

三 第一項の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

四 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域と合わせた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されていないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。

但し、昭和三四年四月の地方選挙の際、右の二項以下四項までを適用したとみられる選挙区は選挙区総數中の一割にみたず、大部分の選挙区は第一項の通り郡市の区域によつて設定された。

(5) 図示は省略するが、この県議の市町村別得票分布を、この地区から立つてゐる代議士の得票分布と重ね合わせてみるとかなりよく符合する。つまり特定の代議士と特定の県議とが地盤を共有していることが得票結果に物語られているのであり、ここから容易に両者のつながりを推定することができる。

町村合併がこのつながりに及ぼした影響については、まだ検討不充分だが、さしあたり推測できる問題点を指摘すればつきのことである。即ち、一方、有力な県議の選挙区の多くが新市域内の小選挙区内に闊い込まれてしまった結果、その選挙区のみについていえば特定代議士と特定県議（さらには特定市長）とのつながりは著しく單純化され系列化されることになつた。しかし他方、かつてその代議士がその県議を媒介して掌握していた新市域外の有権者は新しい選挙区の枠によつて切り離された。この切り離された部分の有権者を掌握せんためには、その地域に新たに県議その他のルートを捕捉して自分の傘下に加えなければならぬ。こうして、町村合併にともなう県議の選挙区改変なからんずく市の激増とともにその細分化は、代議士→県議→住民の縦割り系列を多かれ少なかれ動搖させ再編成させる效果をもつたといえよう。

しかもこの事実はさらに、昨今、政治問題として登場しつつある衆議院の小選挙区制と結びつくとき、政府与党と地方行政の末端との縦割りの系列化は全うされることになるのであらう。つまり代議士・県議・市町村議員は「同一」の地盤を相互依存的に共有し、三位一体の戦線をはつて地方の問題を中央に押し上げる結果となる。その三位一体のパイプの東が、要するに保

守政黨の実態なのである」（升味準之助「政治道程の変貌」岡義武編『現代日本の政治過程』）。さきにみた県議選挙における市町村別得票分布図は、まさに、このバイブルの県段階における断面図に外ならなかつた。地方の個別的な利益はこのバイブルを通じて中央に噴出し、またこのバイブルと一緒になつた地方行政機関等を通じて地元に還流するのである。

(6) 「利益の還流」が行政ルートを通じて行なわれる以上、町村合併をめぐる県議らの地盤争いは、新合併市町村の理事機關を自己の傘下におこうとする争いとしてさらには具体化することになる。市町村長選挙における対立候補者間の争いの背後には、多くの場合、県議の対立、さらにはその上に代議士の対立がつながつて、それぞれ後押しをしているのである。

(7) 星野光男「地方選挙をめぐる諸問題」（『都市問題』50巻8号）、『朝日新聞』（昭和33・11・7）など、町村合併にともなう県議選挙区の区画改正が少なからずゲリマンダー的性格を帯びるにいたつた事実を幾多の事例をあげて指摘している。その結果が、ことに定数の少い選挙区において、革新派の候補者にとって不利に作用したことについても、星野氏はすでに論及している。本稿は星野氏のこの論稿に教えられたところが多い。

(8)

星野光男氏（前掲論文）は、町村合併による選舉区域の広域化が組織の上に立つ革新系県議候補者に有利に作用したと判断しているが、やや説明不足の感があり、納得しにくい。けだし、星野氏が革新派が大きくなり、納得しにくい。けだし、星野氏が革新派が大きくなるのが例として挙げているのは、從来からすでに定数三名ないし八名であった大選区のそれであり、これら中・大都市の合併による一層の広域化が、特に革新系の組織票に有利に働いたとは考えにくいかからである。旧市域に比してこれに合併された新市域は概して保守色の強い農村部であったことを思えば、むしろ以下のどとき近藤康男教授の指摘する効果の方が注目されるべきではなかろうか。「多くの都市において革新派勢力が伸びている現状に鑑み、町村合併は農村の保守的得票をもってこれを薄めることによって、革新派勢力の伸長を阻むという效果を生ずることになる。けだし、町と村との分裂ということで、階級的対立を都市対農村という関係にすりかえることによって、官僚的支配を可能ならしめるものだからである」（岡義武編『現代日本の政治過程』二八五頁）。

三、世論調査等によるその吟味

町村合併と選舉地盤との関連につき、以上試みてきた得票数

△ノート△ 町村合併と選舉地盤

第7表 あなたは衆議院選舉と村（市町）長や村（市町区）会議員といった村（市町区）の選舉では、どちらの選舉に熱が入りますか
(単位: %)

	衆議院選舉	市町村選舉	両方とも熱が入る	両方とも熱が入らない	わからない	計
総数	13.4	37.3	18.9	15.0	15.3	100.0
6大都市	25.4	22.2	15.0	17.6	19.9	100.0
その他の都市	14.5	34.9	20.8	13.0	16.8	100.0
町	9.9	37.4	21.1	15.5	16.1	100.0
村	9.7	46.0	17.2	15.8	11.3	100.0
農林水産業者	6.1	50.7	19.8	12.6	10.8	100.0
個人商工業者	17.8	44.1	19.9	11.8	6.4	100.0
事務生活者	29.2	21.8	30.8	10.9	7.4	100.0
労務者	21.0	28.4	20.3	14.4	15.9	100.0
その他略	—	—	—	—	—	—

資料：『地方自治についての世論調査』1954.8.企画自治庁、実施時事通信員、有権者名簿による副次無作為抽出法。調査対象3,000、回答者数2634、回収率87.8%。

の分析による量的観察にあわせて、以下、若干の世論調査結果等をかかげて、その側面的な裏づけを行なつておきたい。

昭和二九年八月に自治庁と時事通信社によって行なわれた「地方自治についての世論調査」は、「一問を設けて「あなたは衆議院選挙と村（市町）長や村（市町区）会議員といった村（市区）の選挙では、どちらの選挙に熱が入りますか」と質ねている。第7表はその回答の集計結果だが、総じて、有権者は衆院選挙よりも市町村選挙にはるかに熱をあげていることが分る。

ことにこの傾向は、都市よりも農村において、また、労務者や給料生活者よりも農林水産業者、ついで個人商工業者において顕著である。たとえば農林水産業者で衆院選挙に熱を入れるのはわずか六%にすぎないのに、市町村選挙に熱を入れるもの五%、これに「両方とも熱を入れる」ものを加算すると実に七%に達する。しかも、この問い合わせに対する「わからない」と答えるものの割合は、一般の世論調査の例をやぶって、労務者よりも農林水産業者の方が少なく、「わからない」の最も少いのが個人商工業者である。つまりこれは、衆院選挙よりも地方選挙に熱が入るという農漁民ないし中小商工業者の態度が、きわめてはつきりしたものであることを物語っている。

しかし、市町村選挙への選挙民の熱の入れ方の強さは、決してそのまま政府ないし政党の政策への関心の高さを示すもので

はない。「あなたはどの政党が好きですか」と問うた朝日新聞の世論調査と答えて中央政黨の政策への関心度・理解度の乏しいことを示すのが、他ならぬ地方選挙に最も熱

心な農林漁業者であり、ついで中小商工業者などの

である（後掲第14表）。そこで、さきの世論調査で「地方選挙に熱が入る」と答えたものに對して「熱に入る理由」を質してみると、第8表のことく「身近かなことだから」と答えるものが大多數をしめる。中央政界における保守・革新の政策対立の問題よりも、むしろそれとは切り離された中立的な色彩を帯びた身近かな地元の市町村の政治的動向に、有権者なかでも農漁民や中小商工業者の関心はより強くひきつけられているのである。

「衆院選挙のとき、あなたは投票する候補者をきめるのに、どんな決め方がよいと思いますか」の問い合わせに対して、人物に重点をおいて選ぶと答えるものが全体として多く、ことに農漁民および中小商工業者にこの傾向が強いのも、抽象的な中央政黨

理由	比率
身近かなことだから	80.1%
修補者を知っているから	14.3
地方が基礎になるから	4.6
答えられない	4.2
計	103.2

資料：第7表に同じ。

の政策よりも、特定の人物によ地って代表される個別具体的な元の利害に対する農漁民および中小企業者の関心の深さを示しているのであって、さきにみたような政治意識のあり方を別の側面から物語っているのである。このようにみてくるならば、衆院選挙に際して「政党よりも人物に」選挙する人たちの多くが、第9表のごとく衆院選挙よりも市町村選挙に熱を入れる人々であるのも至極当然だといえよう。その結果はおのずから、地元の利害万般を超党派的に代表し善処してくれるであろう中立的な無所属の候補者への選挙に通じやすい。かくて衆院選挙から町村の選挙へと選舉民の選挙に対する熱の入

第9表 「熱が入る」選挙の種類と候補者の決め方への意見との関連
(単位: %)

	衆院選挙に 熱が入る.	市町村選挙に 熱が入る.	両方とも 熱が入る.	両方とも 熱が入らぬ	答えられぬ	計
政党を重点に	27.2	35.0	26.4	6.0	5.4	100.0
政党も人物も同程度に	12.5	37.5	27.6	10.2	10.2	100.0
人物を重点に	10.6	45.0	17.1	11.5	11.5	100.0
その他、答えられぬ	2.4	23.8	5.3	40.8	40.8	100.0

資料: 第7表に同じ。

れ方が高まるのに比例して、無所属の当選者数および得票数は急速に増加してゆく(後掲第10表)。
しかし、地方政界における無所属の大部分は保守派であり、事実上、中央政界における保守党と緊密つながりを結んでいる⁽⁹⁾。地方末端における選挙民の個別具体的な地元の利害への熱心な関心と、中央における保守政党とその政府の一般的な政策とは、政治的中立=無所属という中間項を媒介にして結ばれているのである。しかもこの地元主義↑↓無所属↑↓政府与党(自民党)という屈折を間にはさんだ系列に対しても、地元の住民多数は批判的ないし関無心であるよりも、むしろ是認的である。朝日新聞の世論調査によれば、第5回のごとく、地元主義を最も強く表明しているとみられる農林漁業者および中小商工業者において、政府与党(自民党)に対する支持率はつねに最も高いのである。

さきにみてきたように、県議候補者たちの得票形式の特長が、革新派のわずかな例外を除けば、いずれも地域普遍的であるよりも地域偏在的であった事実は、右のような選挙民の政治意識のあり方が、票の上に数量的に表現されたものとみることができる。しかも、町村合併によって全市町村の中で著るしくその比重を高めるにいたった人口一万余ないし一〇万の新行政区画が、同時に、全農漁民の七割を包括し、かつ、中小商工業者を最も

濃い濃度をもつてその中に包括する地域になつたとするならば、この新行政区域を媒介にした市町村選挙をはじめ身近な地元の政治問題が、新たに生起するであろう農村と町場との利害の錯綜にも刺戟され、殊更に住民の熱心な関心を呼ぶことになるであろう。

二

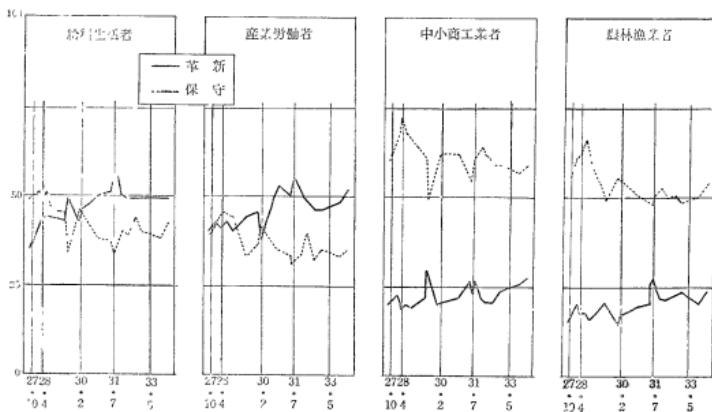
しかし、以上のような選挙民の政治意識ないし政

第10表 無所属の当選者の中占める割合
(単位: %)

選挙別	昭和30年 Ⓐ	昭和34年 Ⓑ	Ⓑ-Ⓐ
知事	85.7	70.0	-15.7
市长	93.6	78.9	-15.7
町村長	98.2	98.0	-0.2
都道府県議員	32.8	15.7	-17.1
市(区)議員	77.6	68.9	-8.7
{ 五大市議	17.0	13.4	-3.6
{ 特別区域	30.2	20.7	-9.5
{ その他	84.9	75.3	-9.6
町村議員	98.2	96.4	-1.8

資料：星野光男「地方選挙をめぐる諸問題」
『都市問題』1959.8.

第5図 職業別保守・革新支持率の推移（昭27～昭34）
—『朝日新聞』世論調査による—



資料：『朝日新聞』世論調査「あなたはどの政党が好きですか」の回答の集計。
備考：1. 保守は自民および自民色の計、革新は社会、労農、共産および同色の計。

2. 下記の数字は第24～28回衆院総選挙の行なわれた年月日。
3. 「わからない」と答えるものの大半が保守政党に投票するためか、この世論調査結果にあらわれた革新政党の支持率は、ほぼそのまま総選挙における革新政党の得票率に一致し、保守政党支持率と、「わからないう」層とを合計した率が、保守政党の得票率に一致する。

治的関心の
性格は、年
をへるにつ
れて若干の
変化を示し
ているよう
に思われる。
累次の選挙
の結果に現
われている
党派別得票
分布の変動
は、このこ
とを暗示す
る一つの指
標となろう。
第10表のご
とく無所属
の当選者は、
どの段階の
選挙におい

第11表 県議の党派別當選率、得票率等の推移

	政党所属			無所属	合計
	保守 改革	革新政黨	計		
候補者数① ②	人 2,396 2,495	人 1,068 1,098	人 3,464 3,593	人 2,092 1,268	人 5,556 4,861
	人 1,320 1,664	人 436 573	人 1,756 2,237	人 857 419	人 2,613 2,656
当選者数③ ④	% 55.1 66.7	% 40.8 52.3	% 50.6 62.1	% 41.0 33.0	% 47.0 54.6
	千票 17,270 21,465 ⑤/⑥	千票 7,082 9,549 124.5%	千票 24,352 31,014 135.0%	千票 11,700 7,603 65.0%	千票 36,051 38,616 107.1%

資料：自治庁資料を加工。

第12表 革新政党得票数の推移

	衆議院		県会議員 千票
	千票 ⑦ 7,721	⑧ 6,025	
昭和24年	千票 26 27 28 30 33 34	千票 8,665 10,209 11,904 ⑨ 14,106	千票 7,081
仲長率 ⑩ A B *	% ⑪ 162.9 125.2	% ⑫ ⑬ 9,549 ⑭ 158.4 147.5	% ⑮ ⑯

資料：自治庁資料を加工。

備考：* 昭和24年から昭和34年までの間に
有権者数および有効投票総数は約
25%増加している。したがって革
新政党的得票数の仲長率は、この
有効投票数の増加率によって相殺
して評価されなければならない。
かかる修正をしたのが仲長率Bに
示された比率である。

ても例外なく減少する傾向を示し、かつ、その当選率も低下し
ている。反面、政党所属の当選者数、当選率および得票数は増
加し（第11表）、なかでも革新政党的それが確実な増加一途を
たどっていることが注目される（第12表）。しかも増加率の著
しい県議選挙の場合の革新政党的伸びは、さきにみたように
町村合併によって多くの選挙区で不利な選挙戦を強いられなが
ら、おかげえられた結果であった。このようにして、地方政
界における保守対革新の勢力分布は、選挙を重ねる毎に中央政
府における三対一の比率に接近しつつあり、従来、地方におい
て手薄であった革新政党的勢力が徐々に充実されてきていると

いえよう。三分の一の壁の前で永く停滞しているかにみえる革新党的勢力も、内容的には若干の変化をみせているものと思われるのである。

この事実は、さきにみた他元主義→無所属議員→政府与党という系列が、若干の変化を余儀なくされはじめていることを暗示するものに外ならない。⁽¹²⁾ 岸首相が「中央に直結する候補者に投票せよ」と、今次地方選舉に異常な意を示さなければならなかつたのも、また、政府与党が「組織の自民党」を標榜して票の獲得に従来にない人力と資金などを注入したのも、地方における選挙民の動向の、右のごとき隠然たる変化を察知してのことに相違ない。つまりそれは、地方政府に大きな比重を占める中立的無所属要素を、保守勢力の側にひきとめておくための努力であった。今次町村合併もまた、その意味はともかくとして、かかる政府与党への地方政府の系列化を促す一契機になりえたと解釈することができるであろう。

註(9) 第13表に示すように、昭和三〇年の県議選舉において無所属で当選した議員の八割弱は、昭和三四四年の改選期には自民入党していた。この自民入党に入党した議員の中には、選舉當時すでに保守系を標榜していたものの大半が含まれているばかりでなく、革新系とみられていた議員の二割前後も含まれていると推定される。

(10) この点について

は拙稿「町

村合併と農

村」(『総研

月報』一二

三号) が簡

単な統計的

操作による

立証を試み

ている。

(11) たとえ

ば昭和三〇

年の県議選

舉に比べて

昭和三四四

年の選舉にお

ける革新政

黨の當選者

は三二%で、

第13表 県議の所属政党移動状況

	昭30.4 当 選 ④	昭34.4 改 選 ⑤	差引増減 ④-⑤ ⑥	増減率 ④/⑤	
自 社 共 諸 無 内 訛 合	民 会 産 派 属 守 新 他 計	1,200 426 10 120 857 542 142 173 2,613	1,756 459 9 90 159 81 50 28 2,473	+ 556 + 33 - 1 - 30 + 698 - 461 - 92 - 145 - 140	+ 46.3% + 7.8 - 10.0 - 25.0 - 81.5 - 85.1 - 64.9 - 84.0 - 5.4

(12) 得票数の増加率三五%よりも下まわっている。それだけ革新政党に投ぜられた死票が増加したのである。のみならず、昭和三〇年県議選挙には、町村合併とともにいわゆるゲリマンダードの選挙区の改変によって、革新政党が一人も候補者を立てえなかつた選挙区が増加したものと思われる。

そうして、その選挙区における革新政党支持の選挙民たちは、その意思表明の機会を持ちえなかつた筈である。昭和三四年県議選挙に際して、のびるべかりし革新派の得票率は、この面でおさえられたであろう。

このような選挙地盤の党派別得票分布の上にあらわれた変化は、その背後に地方社会の構造的変化を暗示しているに相違ない。本稿ではかかる選挙地盤のいわば質的な側面にまで立ち入る余裕をもちえなかつたが、その一つの手掛りとして参考までに、最近における『朝日新聞』の世論調査結果を第14表にかかげておく。この数値によれば、保守と革新との政党支持の分化は、職業別のみならず、学歴別および年令別にもかなり強い相関を示すようである。

第14表 “あなたはどの政党が好きですか”

『朝日新聞』世論調査結果、(昭34.2.14)

(単位: %)

	自民党+ 自民党色	社会党+ 社会党色	共産党+ 共産党色	どちら でも好 きでない	わからな い	計(実数)
職業別	42	48	1	4	5	100(438)
	35	51	1	4	10	100(648)
	59	28	0	4	10	100(540)
	55	24	1	3	17	100(853)
	39	25	3	6	27	100(64)
学歴別	45	14	1	5	25	100(689)
	50	39	0	3	9	100(1063)
	49	44	0	4	3	100(639)
	43	49	2	3	3	100(152)
年令別	41	46	1	4	8	100(682)
	45	44	1	3	7	100(671)
	53	34	0	4	9	100(467)
	54	28	0	2	11	100(339)
	49	15	0	5	30	100(384)
性別	52	39	1	3	6	100(1222)
	44	34	0	4	17	100(1321)
計	48	36	0	4	12	100(2543)